

戸田市福祉保健センター条例の改正（案）【概要版】

条例改正の経緯

戸田市福祉保健センターは、開設以来、市民、妊婦・乳幼児に関する健診、予防接種、各種教室・相談の実施だけでなく、近年では新型コロナウイルスワクチン接種の推進など、地域の保健政策、感染症対策の拠点となってきました。

令和6年度以降、市で推進する100年健康プロジェクトをはじめとして、地域福祉の推進、福祉施策全般及び健康政策を一体的に進める企画・推進部門を強化するため、地域福祉関連の業務を福祉保健センターに集約する必要が生じました。

コロナ禍以降は、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を福祉保健センター内の貸室部分に設置し、貸室業務を休止することで対策に当たってきました。当該対策室使用部分を今後、多様化、複雑化する地域福祉政策推進のために使用する必要が生じたことから戸田市福祉保健センター条例の一部改正を行います。

○改正内容（1）

第5条第1号に記載する休館日を、現状の「毎月の第1日曜日及び第3日曜日」から「日曜日及び土曜日」とします。

変更理由

施設の運用の見直しにより、従来貸室としてきたスペースを執務室へ事業転用する必要が生じたことから、貸室を廃止することに伴い、センターを平日のみの開庁とするため。

○改正内容（2）

第8条（使用料）及び別表の削除。

変更理由

第8条及び別表について、貸室の使用料に関する規定を定めるものであることから、貸室業務を廃止することに伴い、条文を削除する。

